岡山労働基準監督署から事業者の皆様へ

労働災害が増加しています！

⚠ 死亡災害は前年の3倍に ⚠

◆令和８年７月末速報値（※）の全業種・製造業・第三次産業の労働災害発生状況

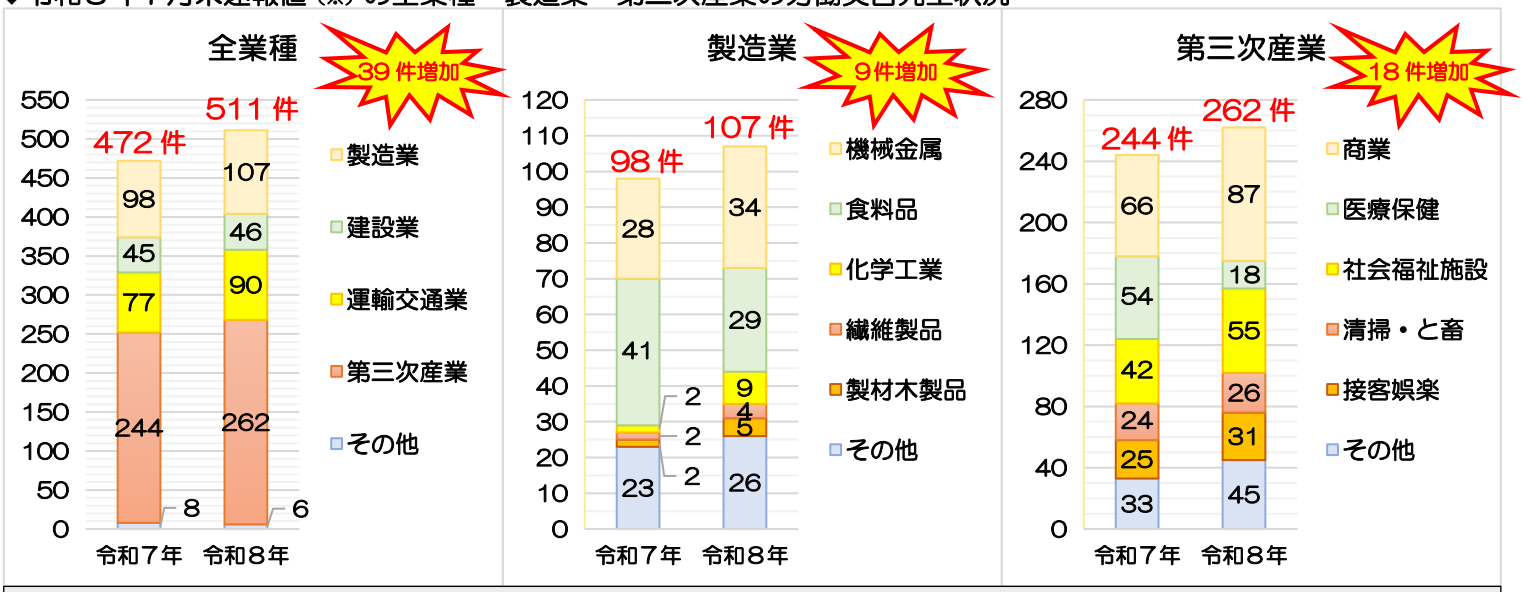

岡山労働基準監督署管内の労働災害発生件数は、令和８年７月31日現在で511件となっており、令和７年同時期の472件と比べ、39件（+8.3%）増加している。
製造業では、９件（+9.2%）増加の107件となっており、食料品製造業以外で増加している。
運輸交通業では、13件（+17%）増加の90件となっており、大幅に増加している。
第三次産業では、18件（+7.4%）増加の262件となっており、特に商業で増加している。

◆令和８年７月末速報値（※）の死亡災害発生状況

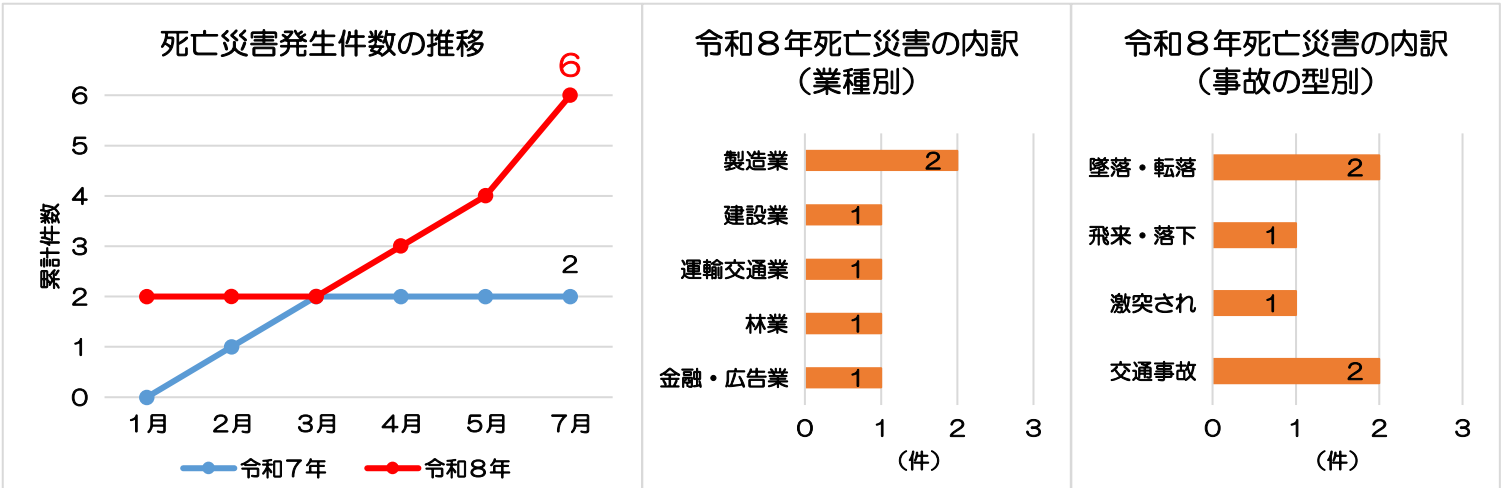

岡山労働基準監督署管内の死亡災害発生件数は、昨年を上回るペースで大幅に増加している。
事故の型別では、高所からの墜落・転落のほか、交通事故による死亡災害が増加している。

（※）令和８年１月１日から令和８年７月31日までに発生した休業４日以上の労働災害（新型コロナウイルスり患によるものを除く。）で、令和８年７月31日までに岡山労働基準監督署に報告があったもの（労働者死傷病報告による。）。

裏面もチェック！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

岡山労働局・岡山労働基準監督署

R8.8

労働災害を防止するために

職場に潜む危険に気付いていますか？　対策は進んでいますか？

みんなで 安全 職場

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

以下の事項を参考に、的確な労働災害防止対策に取り組みましょう。

１　安全文化の醸成

経営トップによる安全衛生方針の作成・周知、安全パトロールによる職場内の総点検を実施すること。また、リスクアセスメントにより安全な作業計画の策定、機械設備等の本質的安全化を図り、経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育を実施すること。

２　高所からの墜落・転落・踏み抜き防止対策

高所作業を行うときは、囲い・手すり等を設けた安全な作業床を確保すること。また、保護帽や要求性能墜落制止用器具を確実に着用・使用すること。

３　交通事故防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づいて、交通労働災害防止のための管理体制を確立し、交通安全情報マップ等を活用した交通安全教育を実施すること。

労働時間管理や走行管理を適切に行い、乗務前には、飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良等の有無等を確認すること。

４　転倒・腰痛防止対策

整理整頓を徹底して、つまずき、すべり等の原因となるものを取り除き、段差等には注意喚起表示を行うこと。また、足元や周囲の安全のために必要な照度を保つこと。

負担の少ない動作、姿勢、手順、時間等を考慮し、必要に応じ補助器具を活用すること。

転倒・腰痛の予防に役立つ健康体操、腰痛予防健康診断を実施すること。

５　熱中症予防対策

こまめに休憩をとり、水分・塩分を十分に摂取すること。

「職場における熱中症防止ガイドライン」に基づいて、熱中症リスクの把握・評価を行い、業種・業態に応じた対策を講じること。

６　高年齢労働者、外国人労働者に対する労働災害防止対策

「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づいて、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理等の必要な措置を講じること。

母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法により安全衛生教育を実施すること。